農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第百十六号**

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　独立行政法人農畜産業振興機構の行う補助に係る予算案の準備に関する事務（畜産に関するものに限る。）の調整に関すること。

第五十九条第二号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附則第五条の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 令和十七年三月三十一日 | 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

---

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第百十七号**

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

**第一条**　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「バリアフリー政策課」を「共生社会政策課」に改める。

第四十条（見出しを含む。）中「バリアフリー政策課」を「共生社会政策課」に改め、同条第一号イを次のように改める。

イ　共生社会の形成の促進のための移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上

附則第二条の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 令和十七年三月三十一日 | 振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。附則第八条において同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| | 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第八条において同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |

附則第七条の表令和七年三月三十一日までの間の項を削り、同表令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間の項中「令和七年四月一日から」を削り、「及び離島振興対策分科会」を「、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、同表令和九年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間の項中「及び離島振興対策分科会」を「、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 令和十五年四月一日から令和十七年三月三十一日までの間 | 、豪雪地帯対策分科会及び山村振興対策分科会 |

附則第八条の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 令和十七年三月三十一日 | 振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| | 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |

附則第十六条の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 令和十七年三月三十一日 | 半島振興法第十条の規定による道路の指定に関すること。 |

附則第十八条の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 令和十七年三月三十一日 | 山村振興法第十一条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。 |
| | 半島振興法第十一条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。 |

（国土審議会令の一部改正）

**第二条**　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 令和十七年三月三十一日 | 山村振興対策分科会 | 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第二十二条 | 国土交通省国土政策局地域振興課 |

附則第二条第二項中「山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」を「特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、同条第三項を削る。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（国土交通省組織令第三十六条の改正規定及び同令第四十条（見出しを含む。）の改正規定を除く。）及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂